

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)研究成果報告書

平成25年 6月13日現在

機関番号: 1 4 5 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2012 課題番号: 2 3 7 3 0 0 1 2

研究課題名(和文)行政裁判所の実態に関する実証的研究

研究課題名 (英文) An Empirical Study of the Court of Administrative of Litigation.

研究代表者

小野 博司(ONO HIROSHI)

神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:70460996

研究成果の概要(和文):

本研究は、現在に連なる戦後行政救済法制(行政事件訴訟法)の源流の1つともいわれる戦前の行政裁判法改正事業(特に、臨時法制審議会および行政裁判法及訴願法改正員会)において、改革論をまとめるうえで中心的な役割を果たした行政裁判所(大日本帝国憲法のもと1890年に行政裁判法に基づいて設置され、1947年に廃止された行政訴訟を担当する行政機関)の実態(組織・思想・活動)について、これまで利用されることのなかった未公刊の一次資料を含む資料を用いて明らかにしようとするものである。

研究成果の概要 (英文):

This research clarified facts (organization, thought, action) of the Court of Administrative Litigation using the primary sources.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
交付決定額	1, 400, 000	420,000	1, 820, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学

キーワード:行政裁判所、行政裁判法、山脇玄、渡辺廉吉

1. 研究開始当初の背景 わが国の行政救済法制については、

戦前と戦後の間で断絶を強調するの が一般的であった(「行政国家」から

「司法国家」へ)。しかしながら戦後 立法(行政事件訴訟法)に関与した人 物(雄川一郎)の証言では、戦前にま とめられた行政裁判制度改革論(特に、 大正末年から昭和初年にかけての臨 時法制審議会および行政裁判法及訴 願法改正委員会において作成された 草案)が貴重な資料として利用された ことが語られている。報告者はこれま で行ってきた研究において、大日本帝 国憲法のもと行政裁判法(1890 年)に基づいて行政訴訟を担当するた めに設置された行政裁判所の関係者 (特に窪田静太郎長官)がこの改革論 作成の中心にあったことを明らかに していた。しかし、このように戦後行 政救済法制に連なる重要な役割を果 たしたにもかかわらず、行政裁判所に 関する資料が、1947年の行政裁判 所廃止後に当該資料を引き継いだ東 京高等裁判所の移転の際に破棄され たてしまったこともあり、その実態 (組織・思想・活動) については長ら く不明のままであった。

2. 研究の目的

本研究では、現在に連なる戦後行政 教済法制(行政事件訴訟法)の源流の 1つともいわれる戦前の行政裁判法 改正事業(特に、臨時法制審議会)に び行政裁判法及訴願法改正員会)に心 がて、改革論をまとめるうえで中の実 いて、改革論をまとめるうえで中の実態 (組織・思想・行動)を、これまで含む (組織・思想・行動)を、これまで含む 日されたことのない一次資料を含む 資料を用いて、実証的に明らかにする ことを目指した。

3. 研究の方法

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

行政裁判所に関しては主たる資料が失われてしまっていることから、これまでその実態(組織・思想・行動)がほとんど明らかにされてこなかった。これに対し本研究は、日本社会事業大学附属図書館所蔵『窪田静太郎関係資料』に収められている『窪田静太郎日記』をはじめとする、これまで利用されることのなかった資料を発掘し、行政裁判所の実態をはじめて明らかにした。

具体的な成果としては、第二次桂太郎内閣のもと、1909年から1910年にかけて開催された行政裁判法取調委員会における行政裁判法改正事業を題材に、この事業に対して山脇玄長官および渡辺廉吉部長をはじめ

とする行政裁判所が果たした役割を、同じくこの問題に強い関心を持っていた日本弁護士協会との関係をも視野に収めて論じた。官民懇談会「三月会」などにおける行政裁判所と日本弁護士協会との間で行政訴訟事務改善のための交渉などは、本研究において初めて明らかにされた点である。

(2) 得られた成果の国内外における 位置づけとインパクト

行政裁判制度改正事業における役割を中心に、行政裁判所の実態(組織・思想・行動)を解明した本研究は、「日本近代国家の法構造」あるいは「資本主義の発達と私法の変遷との

(3) 今後の展望

今後の展望としては、以下の2点を 挙げたい。第1点は、行政裁判所の「性 格」にも重大な影響を与えた、明治初 期から活躍し明治憲法体制の形成に も講演した官僚についてである。本研 究期間中も、山脇玄(明治初年にドイ ツに留学し、帰国後参事院、制度取調 局、法制局で立法作業に関与。のちに 行政裁判所長官に就任)、渡辺廉吉(ウィーン在勤中に伊藤博文の憲法調局、法制間である。法制度取調局、法制制度取調局、法制的で立法作業に関与。のちに行政裁判での表したが、今後は行政裁判所は関係にとどまらず、平田東助、木下郎と、郡でとどまらず、平田東助、木下郎と、郡にとどまらず、平田東助、木下郎と、郡がにしたが、南市とはでのような背景を持つ人物により明治憲法体制をはじめような背景を持つ人物によって形成されたのかを明らかにしたい。

第2点は、近代日本における法治主 義のあり様が、同時期の東アジア地域 (中国大陸、朝鮮半島、台湾島)の法 治主義にどのような影響を与えたの かを「行政救済制度(行政訴訟制度お よび訴願制度)の継受」を題材にして 明らかにすることである。植民地(台 湾) に関してはすでに本研究中に調査 を開始したが(本成果は平成25年6 月末刊行の『神戸法学雑誌』第63巻 第1号に掲載の予定)、今後は満洲国、 蒙古聯合自治政府をはじめとする傀 儡国家・政権の行政救済法制について も、日本の法制のみならず当該地域の 法制の形成に大きな影響を与えたと いわれる中華民国の法制との比較を 行いたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

(1) 小野博司、明治 40 年代の行政裁

判法改正事業―日本弁護士協会の活動を中心に―、神戸法学雑誌、査読無、第 62 巻第 1・2 号、2012 年、133-209、http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81004348

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

小野 博司(ONO HIROSHI)

神戸大学·大学院法学研究科·教授研究者番号:70460996